

## 第14章 その他の事項

### 14.1 計画段階における環境の保全の配慮に係る検討の経緯およびその内容

#### 14.1.1 事業実施想定区域の位置等の検討経緯

「第2章 2.2対象事業の内容」に示したとおり、本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成11年3月）」を契機に、広域でのごみ処理を目指し、検討を行ってきた。

その中で、平成20年度には「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、建設候補地を選定したが、地盤の問題により断念することとなった。また、平成24年度には各市町からの推薦により再び建設候補地を選定したが、地元住民との折り合いがつかず、こちらも結果的に断念することとなった。

このことを受け、本組合ではこれまでの選定手法を見直し、より多くの住民にご理解、ご協力を得られるよう、公募方式により建設候補地を選定することを決定し、また行政主導ではなく独立した第三者機関として、平成26年12月、「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を発足した。

選定委員会では、約2年3か月間、延べ15回にわたり慎重な議論・検討を行っていただき、平成29年2月、応募のあった5地域について評価、順位付けを行った報告書を提出いただいた。そして、その報告書を基に、本組合管理者会において議論・検討を行い、平成29年6月、愛荘町竹原区を建設候補地として選定した。

しかしその後、平成31年2月の組合議会定例会において、「建設候補地の白紙撤回を求める決議」が可決され、「応募5地区から再検討する」ことを提案いただいた。これを受け、平成31年4月4日に組合として建設候補地を愛荘町竹原区1か所に決定したことについて白紙撤回し、平成31年4月20日に改めて応募5地区に対する合同説明会を開催したところ、4つの応募地（彦根市原町、彦根市西清崎町、彦根市下西川町、愛荘町竹原区）から再選定への参加意向が示され、これら全てを建設候補地と決定した。

その後、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施した。これらの結果と、平成29年2月時点の候補地選定報告書とを総合的に評価し、令和元年9月19日の管理者会において彦根市清崎町地先(西清崎)を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認された。

#### 14.1.2 事業実施想定区域における複数案の設定

選定した建設候補地を対象に、滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）の規定に基づき、配慮対象事業に係る複数案を設定したうえで計画段階配慮事項に係る検討を行い、「計画段階環境配慮書」を令和2年4月に作成した。

当該配慮書で設定した複数案に係る検討状況は以下に示すとおりである。

- ・ 区域の位置：事業実施想定区域については、建設候補地として応募のあった4候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会および管理者会の結果と、平成29年2月時点の候補地選定報告書とを総合的に評価したうえで選定され、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認されており、代替性がないことから単一案とする。
- ・ 事業の規模（施設の処理能力）：今年度策定予定の一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、施設の基本計画において施設規模の見直しを行う可能性があるが、安定的なごみ処理を行うために必要な規模の処理能力を設定することから、代替性はないため単一案とする。
- ・ 建造物等の構造：新ごみ処理施設の構造の詳細は今後検討するが、主要な施設となる煙突の高さについては、現時点で複数の案を検討することが可能であることから、複数の煙突高さを設定して影響の検討を行う。
- ・ 建造物等の配置：事業実施想定区域の近傍に住居等の保全対象が存在し、事業実施想定区域内における建造物等の配置の違いによって環境面の影響に差異が生じることから、複数の建造物等の配置を設定して影響の検討を行う。

これらより、環境面の影響に差異が生じることが考えられ、計画段階配慮事項の検討段階で設定が可能な複数案として、表14-1(1)～(2)に示す「建造物等の配置」「建造物等の構造」を対象とした複数案を設定し、計画段階配慮事項として「騒音・振動・悪臭」、「大気質」および「景観」を選定し、複数案間の影響の比較検討を行った。

表 14-1 (1) 複数案の設定 ( 建造物等の配置 : 施設の配置に係る複数案 )

	施設 <sup>注)</sup> の配置	概要
A案	北側配置案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施想定区域北側に施設を集約した案。</li> <li>・ 具体的な施設の配置は今後検討するが、主要な施設を事業実施区域の北側に集約することを想定する。</li> </ul>
B案	南側配置案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施想定区域南側に施設を集約した案。</li> <li>・ 具体的な施設の配置は今後検討するが、主要な施設を事業実施区域の南側に集約することを想定する。</li> </ul>

注) 複数案の設定の対象とする「施設」には、条例対象事業である焼却施設に加え、稼働に伴う騒音・振動の影響が生じる可能性がある施設として、関連施設であるリサイクル施設も含めて検討を行うこととする。なお、これらの施設の具体的な配置は、今後プラントメーカーの提案を踏まえて検討する。

表 14-1 (2) 複数案の設定 ( 建造物等の構造 : 煙突高さに係る複数案 )

	煙突高さ	概要
X案	59 m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観への影響低減に留意した案。</li> <li>・ 他都市における類似施設<sup>注)</sup>での採用事例が最も多い高さを考慮して設定した。</li> <li>・ 航空法(昭和27年法律第231号)の制約を受けない最大の高さである。</li> </ul>
Y案	80 m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出ガス拡散の促進に留意した案。</li> <li>・ 他都市における類似施設<sup>注)</sup>での採用事例のうち、上記の59mを超える高さを設定している事例の中で設定事例が多い高さ(80m)を考慮して設定した。</li> </ul>

注) 類似施設 : 施設規模が類似する処理能力 100 t ~ 200 t/日の施設を対象とした。(「一般廃棄物全連続式焼却施設の物質収支・エネルギー収支・コスト分析」2012年3月 北海道大学廃棄物処分工学研究室)

#### 14.1.3 複数案間の評価結果

計画段階配慮書における調査、予測および評価の結果、並びに配慮書に対する意見を踏まえて追加検討した大気質の短期濃度予測結果、景観の簡易フォトモンタージュ、土砂災害時の影響を考慮して行った総合評価の結果は、「第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の結果」に示したとおりである。

当該検討の結果、各配慮事項項目における影響の程度と配慮事項を踏まえ、計画段階において環境的に優位な案はB案(南側配置案)・X案(煙突高さ59m)と評価した。そこで、基本的な計画としてはB案(南側配置案)・X案(煙突高さ59m)とすることとし、具体的な設計を進めることとした。